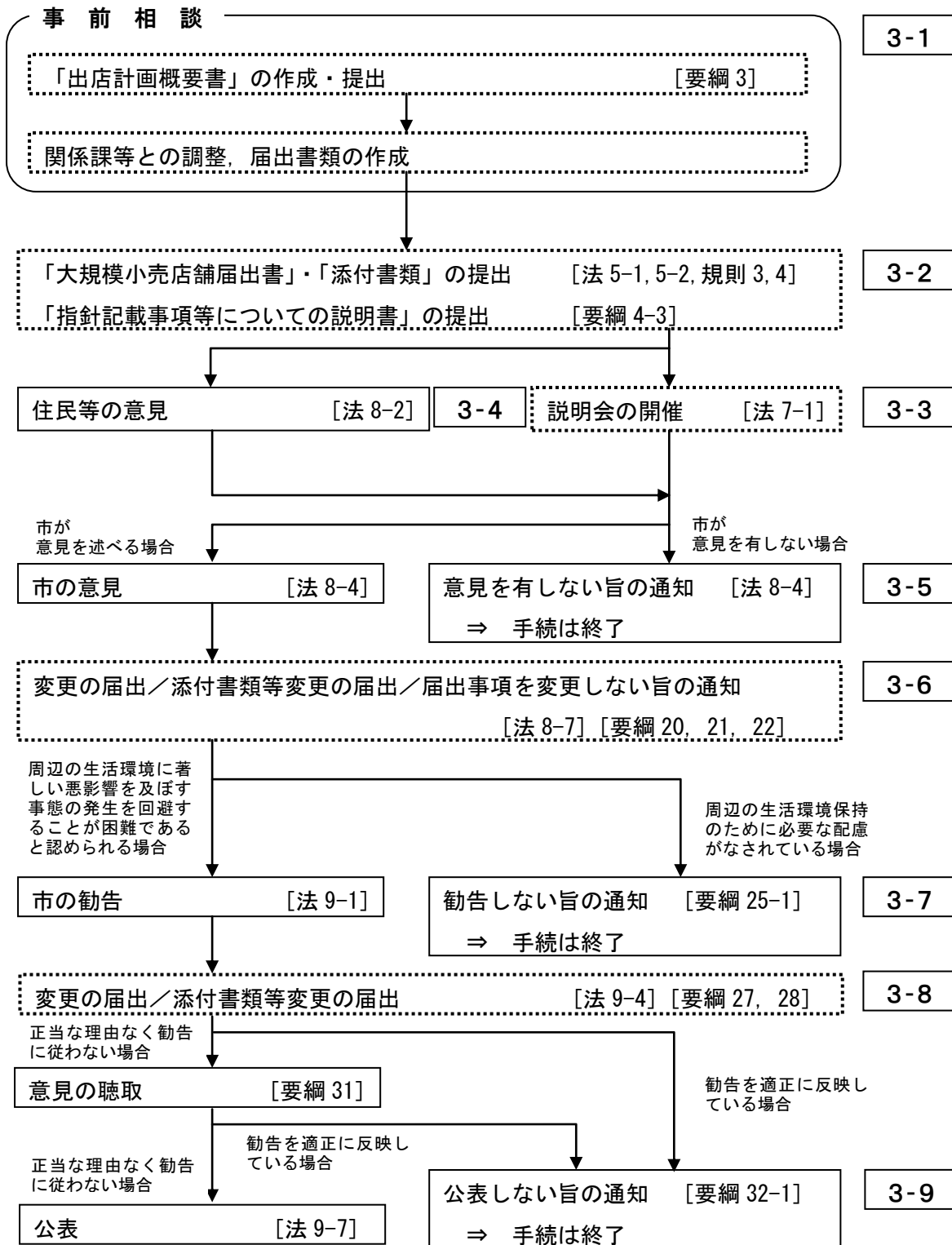


I-3 大規模小売店舗の新設の手続を行うとき

※増床や用途の変更などにより、店舗面積が1,000㎡を超える場合を含む。

解説

【手続の流れ】



(注)

設置者が行う手続

市が行う手続

3-1 事前相談 法に基づく手続が円滑に行われるよう、事前相談・協議をお願いします。

(1) 「出店計画概要書」の作成 [要綱 3]

大規模小売店舗の出店計画について、その概要を把握するため、出店計画概要書（以下「概要書」という。）を作成してください。

概要書の各記載項目及び注意点については、様式集の「出店計画概要書及び変更計画概要書の作成について」を参照してください。

概要書は、10部提出してください。

(2) 事前相談 [要綱 3]

概要書提出後は、届出手続について、提出書類等の確認をします。また、必要に応じて、市関係課等と出店計画についての協議・調整をしてください。

これは、関連法令、条例等との整合性を図り、手続途上での計画内容の変更（別途変更の届出・手続が必要となることがあります。）を可能な限り避けるためです。

3-2 大規模小売店舗届出書

(1) 届出書・添付書類 [法 5-1] [法 5-2] [規則 3・4] [要綱 4]

① 届出書 [法 5-1] [規則 3]

法及び規則に基づく「届出事項」とされている項目について、様式（規則様式第1）により届出書を作成してください。

【届出事項】

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
 - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

② 添付書類

[法 5-2] [規則 4]

法及び規則に基づく「添付書類」とされている項目について、規則第 4 条第 1 項第 1 号から順にまとめ、添付書類を作成してください。

- 1 法人にあってはその登記事項証明書
- 2 主として販売する物品の種類
- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- 4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
- 5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- 6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- 7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- 8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- 9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
- 10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- 11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- 12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

③ 提出部数

[要綱 4-1]

届出書・添付書類は、**25部（正本1部、写し24部）**提出してください。

④ 新設（開店）の制限

[法 5-4]

届出書提出後、8か月間は大規模小売店舗の開店をすることはできません。

(2) 指針記載事項等についての説明書 [要綱 4-3]

① 指針記載事項等についての説明書

大規模小売店舗の出店計画について、指針に基づく配慮事項等を把握するため「指針記載事項等についての説明書」（以下「説明書」という。）を提出してください。

② 提出部数

説明書は、**25部**提出してください。

※届出書・添付書類・説明書の各記載項目及び注意点については、様式集の「届出書・添付書類及び指針記載事項等についての説明書の作成について」を参照してください。

※届出書の提出後、公告（掲示場への掲示等）及び4か月間の縦覧（場所：福山市経済環境局経済部産業振興課及び企画総務局企画政策部情報管理課）を行います。

3-3 説明会の開催

(1) 説明会の開催方法 [法 7] [規則 11-1]

届出者は、届出書を提出した日から2か月以内に説明会を開催してください。

説明会の開催方法は、次のとおりです。

会場	市内で、店舗近辺の相当な人数を収容できる施設 [会場の選定にあたっては、周辺市町住民の参加の利便にも配慮してください。]
開催回数	原則1回の開催ですが、周辺に与える影響が大きく相当数の方が説明会に参加することが必要と認める場合は、3回を限度として市が開催回数を指定します。 [要綱 11]

なお、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、市の意見を聴くことができます。
[法 7-3]

(2) 説明会開催の公告 [法 7-2] [規則 12] [要綱 13]

説明会の開催日の1週間前までに、説明会開催の公告を行う必要があります。

方法	当該大規模小売店舗の立地場所から半径1km以内で購読され、かつ、時事に関する事項を掲載する当該区域内の概ね半数以上の世帯で購読されている1紙又は複数紙の主要な日刊新聞紙に開催の案内を掲載するか、又は、チラシを折り込むことにより行ってください。
公告内容	<ul style="list-style-type: none">・当該大規模小売店舗の名称、所在地・当該大規模小売店舗を設置する者、当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、住所・当該大規模小売店舗内の店舗面積の合計・開催日時、開催場所・説明会に関する問い合わせ先

(3) 説明会実施状況報告書の作成 [要綱 15]

説明会の開催後、説明会の開催状況をまとめた報告書を作成し、10部提出してください。

記載項目 〈要綱様式第14〉の各項目に従って実施状況を記載してください。

※参考までに、余部があれば、説明会における配布資料を添付してください。

提出時期 説明会終了後、すみやかに（1週間程度）提出してください。

(4) 説明会が開催できないとき [法 7-4] [規則 13] [要綱 14] [要綱 17]

規則第13条第1項の事由により説明会を開催することができないときは、すみやかに市と協議してください。

※別途、「説明会開催不能申出書」〈要綱様式第11〉を10部提出してください。

※周知が終了した場合には、「説明会に代わる周知状況報告書」〈要綱様式第18〉を1部提出してください。

3-4 住民等の意見

住民その他、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持のために大規模小売店舗の設置者が配慮すべき事項について意見を有する者は、届出の公告の日から4か月以内に、市に対して意見を述べるすることができます。 [法 8-2]

意見書〈要綱様式第20〉の提出は、福山市経済環境局経済部産業振興課に持参、郵送により行うこととします。 [要綱 18]

意見は、その概要を公告し、公告の日から1か月間縦覧します。 [法 8-3]

3-5 市の意見／意見を有しない旨の通知

市は、提出された届出書・添付書類・説明書の内容をもとに、住民等の意見を考慮し、指針に照らし合わせて、届出書の提出から8か月以内に市の意見の有無及び内容の決定をします。 [要綱 19-1]

(1) 市の意見 [法 8-4]

市が意見を述べる場合、意見の通知により、届出者にその旨を通知します。 [要綱 19-1]

意見は、その概要を公告し、公告の日から1か月間縦覧します。 [法 8-6]

(2) 意見を有しない旨の通知 [法 8-4]

市が意見を有しない場合は、届出者に意見を有しない旨を通知します。 [要綱 19-1]

意見を有しない旨を公告します。 [要綱 19-3]

意見を有しない旨の通知を行った場合、その通知をもって法の手続きは終了し、届出者は「大規模小売店舗届出書」の提出の日から8か月以内であっても大規模小売店舗を開店することができます。 [法 8-5]

3-6 変更の届出／添付書類等変更の届出／届出事項を変更しない旨の通知

市の意見の通知を受けた場合、届出者は、出店計画が指針の配慮事項を十分反映させたものか再度検討し、次の(1)～(3)のいずれかの方法により届出・通知を行います。

○提出部数

届出書・通知書・添付書類は、25部（正本1部、写し24部）提出してください。

[要綱 20, 21, 22]

○開店の制限

届出・通知後2か月間は大規模小売店舗の開店はできません。

[法 8-9]

○変更に係る部分の説明資料の作成

次の(1)及び(2)の届出を行う場合、当該変更内容に係る説明資料を届出に添付して、25部提出してください。 [要綱 20, 21]

(1) 変更の届出 [法 8-7] [要綱 20]

再検討の結果、届出事項（法 5-1、規則 3 に掲げる各項目）を変更する場合は、「届出事項変更届出書」〈規則様式第 5〉を作成し、提出してください。

また、届出事項の変更に伴い添付書類（規則 4-1 に掲げる各項目）の記載内容が変更となる場合、変更に係る添付書類もあわせて提出してください。 [法 8-8]

※変更届出書の提出後、届出の概要を公告し、公告の日から 4 か月間縦覧します。

[法 8-8]

(2) 添付書類等変更の届出 [要綱 21]

再検討の結果、届出事項（法 5-1、規則 3 に掲げる各項目）を変更せず、添付書類（規則 4-1 に掲げる各項目）又は説明書（要綱 4-2）の記載内容のみを変更する場合は、「市の意見に対する添付書類等変更届」〈要綱様式第 24〉を作成し、変更後の当該添付書類を添えて提出してください。

※「市の意見に対する添付書類等変更届」の提出にあたっては、届出事項を変更しなくても、市の意見が十分反映できるかどうか、慎重に検討してください。

※添付書類等変更の届出は、届出事項の変更とならないため、法の上では「届出事項を変更しない旨の通知」の扱いとなります。 [法 8-7]

※届出の提出後、届出があった旨を公告し、公告の日から 4 か月間縦覧します。

[要綱 23]

(3) 届出事項を変更しない旨の通知 [法 8-7, 要綱 22]

再検討の結果、届出事項（法 5-1、規則 3 に掲げる各項目）・添付書類（規則 4-1 に掲げる各項目）及び説明書（要綱 4-3）の記載事項のいずれの項目を変更しない場合は、「届出事項を変更しない旨の通知書」〈要綱様式第 25〉を作成し、提出してください。

[要綱 22-1]

なお、通知書には、届出事項・添付書類・説明書の変更を行わなくとも当該大規模小売店舗の周辺地域に著しい悪影響を及ぼさないことを証する資料を添付してください。

[要綱 22-2]

※「届出事項を変更しない旨の通知」の提出にあたっては、市の意見が十分反映できるかどうか、慎重に検討してください。

※通知の提出後、通知があった旨を公告し、公告の日から 4 か月間縦覧します。

[要綱 23]

3-7 市の勧告／勧告しない旨の通知

市は、3-6 の届出・通知があった日から 2 か月以内に、提出された届出書・通知書・添付書類・説明書・変更に係る説明資料をもとに、指針に照らし合わせて、市の勧告の有無及び内容の決定をします。 [要綱 25]

(1) 市の勧告 [法 9-1]

市が勧告を行う場合、届出者にその旨を通知します。 [要綱 25-1]

また、市の勧告は、その内容を公告し、公告の日から 1 か月間縦覧します。

[法 9-3] [要綱 26]

(2) 勧告しない旨の通知 [要綱 25-1]

市が勧告しない場合、届出者にその旨を通知します。

勧告しない旨の通知を行った場合、その通知をもって法の手続は終了し、届出者は3-6の届出・通知を行った日から2か月経過後に大規模小売店舗を開店することができます。

3-8 変更の届出／添付書類等変更の届出

市の勧告の通知を受けた場合、届出者は、出店計画が指針の配慮事項を十分反映させたものか再度検討し、次の(1)・(2)いずれかの方法により市に必要な届出を行います。

○提出部数

届出書・添付書類は、**25部（正本1部、写し24部）**提出してください。

[要綱 27-1, 28]

○届出の期限

届出者は、勧告の通知を受けた場合、勧告を行った日から2か月以内に(1)・(2)の届出を行ってください。 [要綱 25-2]

2か月を経過しても届出のない場合は、勧告に従う意思がないものとみなし、公表に向けた手続に入ることになります。 [要綱 25-3]

○変更に係る部分の説明資料の作成

(1)・(2)の届出を行う場合、当該変更内容に係る説明資料を届出に添付して、**25部**提出してください。 [要綱 27-2, 28]

(1) 変更の届出 [法 9-4]

再検討の結果、届出事項（法 5-1, 規則 3 に掲げる各項目）を変更する場合は、「届出事項変更届出書」〈規則様式第 6〉を作成し、提出してください。

また、届出事項の変更に伴い添付書類（規則 4-1 に掲げる各項目）の記載内容が変更となる場合、変更に係る添付書類もあわせて提出してください。 [法 9-5]

※変更届出書を提出後、届出の概要を公告し、公告の日から4か月間縦覧をします。

[法 9-5]

(2) 添付書類等変更の届出 [要綱 28]

再検討の結果、届出事項（法 5-1, 規則 3 に掲げる各項目）を変更せず、添付書類（規則 4-1 に掲げる各項目）又は説明書（要綱 4-2）の記載内容のみを変更する場合は、「勧告に対する添付書類等変更届」〈要綱様式第 30〉を作成し、変更後の当該添付書類を添えて提出してください。

※「勧告に対する添付書類等変更届」の提出にあたっては、届出事項を変更しなくても、市の勧告の内容が十分反映できるかどうか、慎重に検討してください。

※届出の提出後、届出があった旨を公告し、公告の日から4か月間縦覧をします。

[要綱 29]

3-9 公表／公表しない旨の通知

市は、提出された3-8の届出書（添付書類等変更の届出書を含む。）・添付書類・説明書の内容をもとに、市の勧告〔法9-1〕を適正に反映しているかどうか審査を行い、公表の有無の決定をします。

(1) 公表〔法9-7〕

① 意見の聴取

[要綱31]

3-8の届出の内容が市の勧告を適正に反映していない場合、又は3-8の届出を行わないなどにより市の勧告に従わない場合、届出者に対して書面により意見の聴取を行います。意見の聴取を行う旨の通知を受けたときにはすみやかに（回答期限を設けた場合は期限までに）回答してください。

※届出者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、届出者が所在不明で意見聴取の通知ができないときは、意見聴取を行わないこともあります。

② 公表の決定

市は、3-8の届出の内容や意見聴取の結果をもとに、勧告に従わない旨の公表（法9-7）の有無の決定をします。

市による公表は、掲示場への掲示その他適切な方法により行います。〔要綱33-1〕

市が公表を行った場合、届出者へ公表を行った旨を通知します。〔要綱33-2〕

(2) 公表しない旨の通知

3-8の届出の内容が市の勧告を適正に反映している場合等公表する必要がないと決定したときは、届出者に公表しない旨を通知します。〔要綱32-1〕

公表しない旨の通知を行った場合、その通知をもって法の手続は終了します。